

山梨県指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例新旧
対照表【平成二十六年山梨県条例第七十八号】（第五条関係）

新	旧
<p>(基本方針)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（<u>法第八条第二十四項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（<u>法第八条第二十三項</u>に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。</p> <p>4 略</p>